

製品名：サイボウズ デヂエ 8

サイボウズ株式会社 使用許諾契約書

サイボウズ株式会社（以下、「サイボウズ」といいます。）のソフトウェア使用権（以下、「ライセンス」といいます。）を取得された法人、団体のみなさま（以下、「お客様」といいます。）へのご注意：本使用許諾契約書（以下、「本契約書」といいます。）は、上記に示されたサイボウズ株式会社のソフトウェア製品（以下、「本ソフトウェア製品」といいます。）に関して、お客様とサイボウズとの間に締結される法的な契約書です。ご利用になるアプリケーションサービスに付帯された本ソフトウェア製品を使用した場合には、お客様は本契約書の条項に拘束されることに承諾したものとし、本使用許諾契約（以下、「本契約」といいます。）が成立したものとみなされます。

本ソフトウェア製品は、著作権法および著作権に関する条約をはじめ、その他の知的財産権に関する法律ならびにその条約によって保護されています。本ソフトウェア製品はサイボウズがお客様に対してその使用を許諾するもので、販売するものではありません。

1. 定義

- (1) 本契約において、「レコード」とは、蓄積されるデータの単位をいいます。
- (2) 本契約において、「ライブラリ」とは、レコードによって構成されるデータの集合体をいいます。
- (3) 本契約において、「本運用ライブラリ」とは、11レコード以上で構成されるライブラリをいいます。

2. 使用範囲

- (1) お客様は、本ソフトウェア製品を、アプリケーションサービス事業者(以下、「サービス事業者」といいます。)によって許可された数の本運用ライブラリを作成し、サービス事業者によって許可された範囲のユーザーが、サービス事業者によって許可された期間においてのみ使用することができます。
- (2) お客様は、本ソフトウェア製品を使用するにあたり、ユーザーを登録することができます（以下、「登録ユーザー」といいます。）。
- (3) 本ソフトウェア製品に登録されているライブラリは、本条第1項より、サービス事業者により許可された範囲のユーザーであれば、お客様の構成員であるか否か、または、登録ユーザーであるか否かを問わず、使用することができます。ただし、お客様の構成員以外の方をシステム管理者またはライブラリ管理者に設定することはできません。（なお、お客様による資本参加率が50%を超過する子会社および関連会社の構成員の方については、システム管理者またはライブラリ管理者とすることができます。）

3. そのほかの権利と制限

- (1) お客様は、本ソフトウェア製品および本ソフトウェア製品に関するドキュメントの一部または全部について、複製、頒布、貸与、送信（自動公衆送信、送信可能化を含む）、リース、担保設定等を行なうことはできません。また、本ソフトウェア製品を使用する権利を譲渡、転売、貸与、あるいはその使用を許諾することはできません。
- (2) お客様は、本ソフトウェア製品あるいは本ソフトウェア製品に関するドキュメントを修正、翻訳、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、または本ソフトウェア製品の派生製品を作成することはできません。また、本ソフトウェア製品は1つの製品として許諾されており、お客様はその構成部分を分離して使用することはできません。

4. 本契約の解除および終了

- (1) お客様が本ソフトウェア製品が付帯されたアプリケーションサービスの利用を停止された場合、お客様が本契約書条項および条件に違反した場合、ならびにサービス事業者とサイボウズとの間の契約が解除になった場合、本契約は即時解除となり、ライセンスは自動的に消滅します。
- (2) 本契約が解除となった場合、お客様は、本ソフトウェア製品、構成部分、ドキュメント、ならびにその一切の複製物を破棄、コンピュータの記憶媒体上から完全に消去し、使用を継続してはなりません。
- (3) 本契約の解除に伴って本ソフトウェア製品の全部または一部が利用不可能となることによって、お客

様ならびに第三者が被った損害等について、サイボウズは一切責任を負いません。

5. 本契約の期間

本契約の有効期間は、お客様が、サイボウズより正規に認定を受けているサービス事業者から本ソフトウェア製品のアプリケーションサービスを受けている期間とします。

6. 保証の制限

- (1) お客様は、本ソフトウェア製品の使用に基づいて発生した一切の直接・間接の損害（データ滅失、業務停滞、第三者からのクレーム等）ないし危険はすべてお客様のみが負うことをここに確認し、同意するものとします。
- (2) サイボウズは、本ソフトウェア製品に含まれた機能がお客様の要求を満足させるものであること、本ソフトウェア製品が正常に作動すること、本ソフトウェア製品に瑕疵（いわゆるバグ、構造上の問題等を含む）が存していた場合に、これが修正されること、のいずれも保証いたしません。また、サイボウズからの口頭または書面によるいかなる情報または助言も、新たな保証を行ない、またはその他のいかなる意味においても本保証の範囲を拡大するものではありません。本ソフトウェア製品に瑕疵が発見された場合、お客様が、すべてのサービス、修理または修正に要する一切の費用を負担するものとします。
- (3) サイボウズは本ソフトウェア製品に付随するサービス等についてお客様の事前の許可なく変更・中止する場合があります。本契約締結時における本ソフトウェア製品と同等の使用環境を永続的に保証するものではありません。

7. 責任の制限

本ソフトウェア製品の修理または修正、仕様変更、およびバージョンアップ等の対応はすべてサービス事業者とサイボウズの契約によるものとし、本契約締結時における本ソフトウェア製品と同等のプログラムおよびライセンスを永続的に使用できる権利は保障いたしません。また、いかなる場合であっても、また不法行為、契約その他いかなる法的根拠による場合でも、サイボウズおよび本ソフトウェア製品の供給者、サービス事業者、および再販売事業者は、お客様その他の方に対し、営業価値の喪失、業務の停止、コンピュータの故障による損害、その他あらゆる商業的損害・損失等を含め一切の直接的、間接的、特殊的、付随的または結果的損失、損害について責任を負いません。さらに、サイボウズは、第三者のいかなるクレームに対しても責任を負いません。

本ソフトウェア製品に付随する各サービス等をご利用になる際は、別途各サービスの規定に従って取り扱われる場合があります。また、各情報コンテンツの提供会社によって提供されるサービス等のご利用については、お客様と各情報コンテンツ提供会社との間の契約に基づくものとします。

8. 著作権等

- (1) 本ソフトウェア製品（HTML プログラム部分および各画面表示部分を含む一切）、本ソフトウェア製品に関する文書、図面、ドキュメントなどの文書に関する所有権、著作権をはじめとするその他の知的財産権（以下、「本件知的財産権」といいます。）は、サイボウズおよびその供給者に帰属します。
- (2) 本件知的財産権は、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。したがって、お客様はこれらを他の著作物と同様に扱わなければなりません。
- (3) 本ソフトウェア製品からアクセスされ表示・利用される各コンテンツについての知的財産権は、各情報コンテンツ提供会社の財産であり、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。

9. 準拠法および雑則

- (1) 本契約は法の抵触に関する原則の適用を除いて日本国の法律を準拠法とします。
- (2) 本契約書ないし本ソフトウェア製品に関して紛争が生じた場合には、訴額に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審管轄裁判所とすることにお客様もサイボウズも合意するものとします。

10. その他

お客様が入手した本ソフトウェア製品に、本契約と異なる条項の使用許諾契約および条件が添付されている場合は、サイボウズによって特に本契約と異ならしめるものと明記してあるものを除き、お客様による本ソフトウェア製品の使用には、本約が優先して適用されるものとします。本契約は、両当事者間の使用許諾に関する

唯一の合意であり、両当事者の署名ないし記名押印ある書面によつてのみ、変更することができます。また、販売店等がお客様に対して用意している注文書に記載されている条件は、本契約に対して効力を持たず、本契約内容にいささかの影響をもあたえるものではありません。

以上